

令和4年第11回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会	11月25日
閉 会	11月25日

令和4年第11回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和4年11月21日					
招集年月日	令和4年11月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 令和4年11月25日 午後1時30分					
及び宣言	(閉会) 令和4年11月25日 午後1時53分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 8名 欠席委員 1名 ○ 出席 × 欠席 遅早 遅刻早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	久末善輝	○			
	2	菊池和雄	○			
	3	森光行	○			
	4	山口公仁	○			
	5	京谷作右衛門	○			
	6	森宏樹	○			
	7	丸山由美子	○			
	8	山下敏雄	×			
	9	鈴木敏秋	○			
議事録署名委員	四番 山口公仁			五番 京谷作右衛門		
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 佐藤淳也			主査 石山雄大		
	主事 野坂浩亮					

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	議案第 1 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 5	議案第 2 号 現況証明願いについて

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

今日は天気の良い中、皆さん大変ご苦勞様です。

ただいまから、令和4年第11回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長から指名します。

議事録署名委員には、4番 山口委員、5番 京谷委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第4、議案第1号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず番号1から番号3の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、3番 森光行委員に関係のある内容ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、森光行委員の発言を禁じます。それでは、説明を求めます。

事務局

それでは説明します。

番号1、場所は字桂岡〇〇〇番 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は9,078㎡です。

貸付人は厚沢部町の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号2、場所は字小森〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は3,936㎡です。

貸付人は字小森の〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇さんで、新規による賃貸借権の設定となっています。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号3、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は13,149㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。
以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1から番号3については、原案どおり可決いたします。

それでは、森光行委員の発言を許します。

続きまして、番号4から番号21の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明します。

番号4、場所は字早瀬〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は6,424㎡です。

貸付人は江差町の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は9,756㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字新村〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は5,951㎡です。

貸付人は字新村の〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号7、場所は字大留〇〇〇番〇 外5筆、地目は現況が田及び畑・公簿が田及び雑種地で、面積合計は9, 782㎡です。

貸付人は江差町の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号8、場所は字北村〇〇〇番〇 外3筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は6, 271㎡です。

貸付人は千葉県の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号9、場所は字北村〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は13, 306㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号10、場所は字宮越〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は3, 038㎡です。

貸付人は札幌市の〇〇〇〇さん、借受人は字宮越の〇〇〇〇さんで、更新による使用貸借権の設定となっております。期間は5年です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号11、場所は字宮越〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は5, 000㎡です。

貸付人は字早瀬の〇〇〇〇さん、借受人は字早瀬の〇〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号12、場所は字桂岡〇〇〇番〇 外8筆、地目は現況・公簿とも田及び畑で、面積合計は4, 282㎡です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇〇〇〇さんで、更新による使用貸借権の設定となっております。期間は5年です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号13、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は3, 481㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年です。

譲渡人は字上ノ国の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇さんで、売買による所有権の移転となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号21、場所は字大安在〇〇〇番〇 外7筆、地目は現況・公簿とも田及び畑で、面積合計は6,926㎡です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇さん、借受人は字小安在の〇〇〇〇さんで、更新にる賃貸借権の設定となっております。期間は5年です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

3番委員

番号17について、社長が転出したと聞いているがどうなっているのか。

事務局

貸付については、会社に貸付しているので影響はないと思いますが、事務局で登記簿や〇〇〇〇〇に直接確認したいと思います。

議 長

他に異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号4から番号21については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第5 議案第2号 現況証明願いにつて

議 長

日程第5、議案第2号 現況証明願いにつてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第2号を朗読する。）

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず番号1の内容について、調査確認委員より説明をお願いします。

本件については、5番、京谷委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、京谷委員の発言を禁じます。それでは、説明を求めます。

6番委員

11月14日に、菊池委員、山口委員、そして私を含めた3名と事務局職員2名の同行により、番号1について現地調査を行いましたので報告します。

番号1、場所は字豊田〇〇〇番〇 外1筆、申請者は字中須田の〇〇〇〇〇〇さんで、年月日不詳であるが、前所有者の物置や支柱等が片付けられないまま不耕作となり、現在は雑草が繁茂し、原野化しており、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況であると判断されますので、農地及び採草放牧地以外と認められます。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1については、原案どおり可決いたします。

それでは、京谷委員の発言を許します。

続きまして、番号2の内容について、調査確認委員より説明をお願いします。

6番委員

番号2についても、番号1と同様に現地調査を行いましたので報告します。

番号2、場所は字北村〇〇番〇 外4筆、申請者は東京都の〇〇〇〇〇〇さんで、字北村〇〇番〇については、年月日不詳であるが、現在は雑種地として利用しており、字北村〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇及び字向浜〇〇番〇については、年月日不詳であるが、現在は原野化していることから、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況であると判断されますので、農地及び採草放牧地以外と認められます。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号2については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、令和4年第11回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時53分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議長 鈴木敏秋

署名委員 山口 公仁

署名委員 桑 峯 作 右衛門